

松江市告示第425号

市道区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月13日

松江市長 上 定 昭 仁

道路の種類	路線名	起終点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	重要な経過地	図面 番号
市道	城山線	松江市殿町440番地先 " " 475番地先	319.2	4.1 乃至 9.2	殿町	1
市道	乃木新町10号線	松江市浜乃木五丁目1096番3地先 " " " 1132番5地先	178.2	4.0	浜乃木五丁目	2
市道	魚切飯田山線	松江市八雲町熊野字須谷1317番5地先 " " " " 5668番11地先	950.0	3.7 乃至 7.5	八雲町熊野	3
市道	湯町蓮池2号線	松江市玉湯町湯町248番4地先 " " " 239番11地先	93.0	6.0	玉湯町湯町	4
市道	湯町松才東7号線	松江市玉湯町湯町133番2地先 " " " 133番8地先	78.0	6.0	玉湯町湯町	5